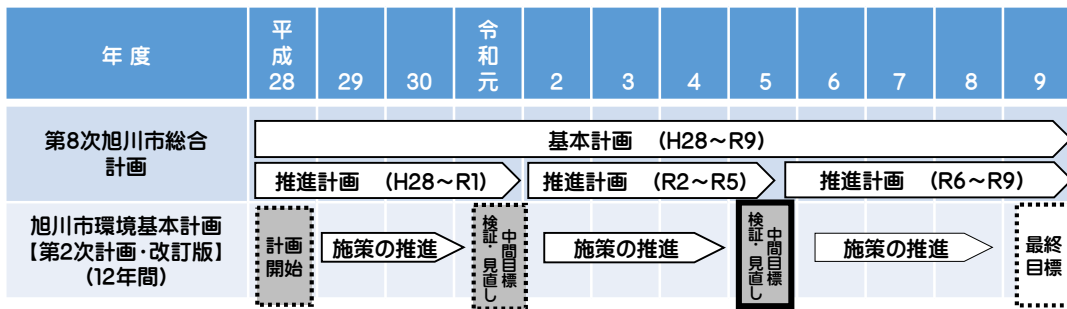


旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第3版)(案)の概要

第1章 計画改訂の基本的事項 第2章 環境の保全と創造に関する目標

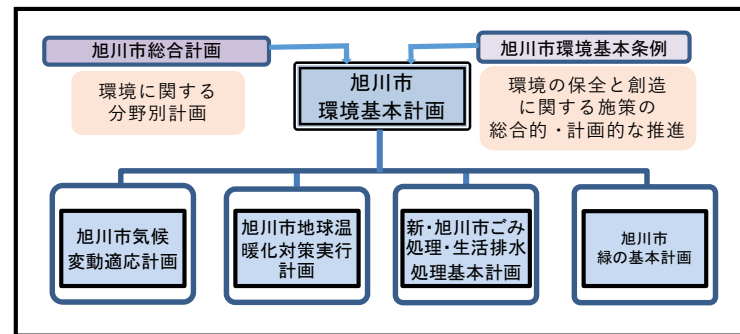
<計画期間> 平成28年度～令和9年度

■ 第8次旭川市総合計画と整合性を図り、4年ごとに計画の見直しを行っています。今回の中間見直しは2回目になります。



<計画の位置づけ>

■ まちづくりの基本となる旭川市総合計画の分野別計画であり、環境政策に関する基本的な計画として位置づけています。



<見直しの方向性>

■ 計画の根幹となる「環境の将来像」「環境目標」は維持し、現計画の点検・評価を行った上で、環境行政を取り巻く状況の変化に対応した見直しを実施します。

環境の将来像

豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する
環境にやさしいまち あさひかわ

主な見直し内容

- 「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、施策の展開方向の項目を追加。
- 「新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画」の改訂内容を踏まえ、リサイクル率の定量目標値等を変更。
- 「地球温暖化対策推進法」の改正、本市の『ゼロカーボンシティ』表明を踏まえ、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すために施策の展開方向や定量目標値等を変更。
- 「外来生物法」の改正に伴い、防除対策の対象に条件付き特定外来生物のアカミミガメを追加。
- 「大気汚染防止法」の改正に伴い、アスベスト飛散防止対策の施策の展開方向の項目を修正。

環境目標

- 循環型社会の形成**
物質循環が良好に保たれ環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち
- 地球環境の保全**
市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち
- 自然環境の保全**
豊かな水や緑とともに生きるまち
- 都市環境の形成**
身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち
- 生活環境の保全**
良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち
- 環境に配慮する人の育成**
環境に配慮し、行動する人をつくるまち

施策の展開方向

- ごみの減量・資源化の推進
- 安全・適正なごみ処理の推進
- バイオマスの利活用の推進
- 地球温暖化対策の推進
- その他の取組
- 豊かな緑の保全
- 自然とのふれあいの推進
- 生物多様性の保全
- 地域固有の自然資源の保全・活用
- 身近な緑や水辺の保全・創造
- 環境美化の推進
- 環境にやさしい都市の推進
- 大気、水など生活環境の保全
- 環境の保全と創造に向けた参加・行動

定量目標

- ごみ総排出量
- リサイクル率
- 温室効果ガス排出量
- 省エネに努めている市民の割合
- 自然環境保全活動等団体数
- 民有地における森林経営計画面積の認定率
- 対策に取り組んでいる特定外来生物の割合
- 持続性のある緑地の面積
- 緑被率
- 緑などの自然景観が良いと感じている市民の割合
- 環境基準達成度
大気環境基準 水質環境基準
一般環境基準 ダイオキシソシン類
- 環境に配慮した行動に取り組む市民の割合

1 循環型社会の形成

現状

- ・ごみの排出量は減少しています。
- ・リサイクル率は令和元年度以降は横ばいで推移しています。

課題

- 🔦 食品ロス削減やプラスチック資源循環などの新たな課題への対応や分別・資源化の促進が必要です。
- 🔦 廃棄物の適正処理や処理過程で発生するエネルギーの有効活用が課題として挙げられます。

主な施策の展開方向

○ ごみの減量・資源化の推進

3R【リデュース・リユース・リサイクル】や、リフューズ（断る）リペア（修理）&ロングユース（長期使用）を推進します。

プラスチック廃棄物の再資源化に向けた取組などの資源循環をより一層促進します。

○ 安全・適正なごみ処理の推進

ごみ処理施設の適正管理の徹底や施設の整備・更新、ごみの処理過程で発生するエネルギーの有効活用を進めます。

| 定量目標 | 実績値 (R4) | 目標値 (R9) |
|--------|-----------|-----------|
| ごみ総排出量 | 111,187 t | 100,000 t |
| リサイクル率 | 20.8% | 25.0% |

2 地球環境の保全

現状

- ・世界平均気温は工業化前(1850年)と比べて1.09℃上昇しています。
- ・気温上昇などの気候変動問題に対応するため、令和3年10月に「ゼロカーボンシティ旭川」を表明しました。

課題

- 🔦 本市の温室効果ガス排出量は全国や北海道と比較すると、特に民生家庭部門（一般住宅）と民生業務部門（第三次産業）の排出割合が高くなっています。
- 🔦 「ゼロカーボンシティ旭川」の実現のためには、地球温暖化対策を加速化させる必要があります。

主な施策の展開方向

○ 地球温暖化対策の推進

「旭川市地球温暖化対策実行計画」に基づき取組を進めるとともに、市は率先して地球温暖化対策を実行します。

ゼロカーボン実現のため、市は『デコ活』を宣言し、市民へ啓発を行い、行動変容を促進します。

温室効果ガスの排出削減や災害時対応などに役立つ太陽光発電などの再生可能エネルギー導入や家庭や事業所の省エネの普及・促進に努めます。

○ オゾン層保護、酸性雨対策

フロン類使用機器の適正な処理の促進や酸性雨の原因である硫黄酸化物等排出の監視指導などを行います。

| 定量目標 | 実績値 | 目標値 (R9) |
|----------------|-------------------|--------------|
| 温室効果ガス排出量 | 3,099 千t-CO2 (R1) | 2,145 千t-CO2 |
| 省エネに努めている市民の割合 | 61.7% (R5) | 70% |

『デコ活』

カーボンニュートラルの実現に向けて、新しい暮らしを後押しする「デコ活」が始まりました。10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案しています。

脱炭素につながる **新しい豊かな暮らし** を創る **国民運動**



出典:環境省HP

3 自然環境の保全

現状

- ・ヒグマやエゾシカの出没が増加するなどし、生活環境や農林業に被害が生じています。
- ・アライグマの捕獲数が増加しており、生態系への影響や農業被害の悪化、都市部への侵入・定着が懸念されています。

課題

自然や在来動植物の適正な保護・管理や生態系などへの影響が懸念される外来種対策の強化が必要です。

主な施策の展開方向

○ 自然環境の保全

森林や河川、嵐山、旭山といった私たちの暮らしを取り囲む豊かな自然環境の保全を図ります。

○ 生物多様性の保全

市民や自然環境保全活動団体、専門家等と連携し、野生生物の生息状況の調査・情報収集を行い、状況把握に努めます。

野生鳥獣による被害対策、特にヒグマの市街地侵入の対策とともに生息状況を把握し、出沒抑制や農業被害軽減に向けた取組を推進します。

定着を確認している特定外来生物及び指定外来種の防除対策と新たな侵略的外来種の定着防止に努めます。

| 定量目標 | 実績値 (R4) | 目標値 |
|-----------------------|----------|------------|
| 自然環境保全活動等団体数 | 26団体 | 32団体 (R9) |
| 民有林における森林経営計画面積の認定率 | 62.2% | 83.0% (R8) |
| 対策に取り組んでいる特定外来生物の種の割合 | 60% | 100% (R9) |

4 都市環境の形成

現状

- ・緑の質や量、利用方法などニーズが多様化しています。
- ・本市の特徴である河畔林の保全と、治水の確保が求められています。

課題

川のみち・旭川の特性を生かし、都市環境と調和した持続可能な緑の創出が課題として挙げられます。

主な施策の展開方向

○ 身近な緑や水辺の保全・創造

市民が河川やその周囲の緑とふれあえる環境の整備に努めます。

公園樹木や街路樹の適切な管理や町内会等との協働による花壇設置、事業所敷地内の緑化などを促進します。

○ 環境美化の推進

市民、事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進に努めます。

| 定量目標 | 実績値 | 目標値 |
|------------------------|----------------|----------------|
| 持続性のある緑地の面積 | 20,748 ha (R4) | 21,100 ha (R7) |
| 緑被率 | 28.3% (H26) | 29.0% (R7) |
| 緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合 | 59.4% (R5) | 69% (R9) |

5 生活環境の保全

現状

- ・光化学オキシダントが環境基準未達成であるほか、微小粒子状物質 (PM2.5) が一時的に高濃度となることがあります。

課題

事業活動や生活による環境負荷の低減や健康被害が懸念される場合の市民への周知方法、法改正に伴う、アスベスト使用規制前の建築物解体時の大気中への飛散防止対策が課題として挙げられます。

主な施策の展開方向

○ 大気、水など生活環境の保全

生活環境の保全のため、大気汚染や水質などの状況を測定するとともに工場や事業場への立入検査や監視指導を徹底します。

事業者等に対し、石綿の事前調査結果の報告義務化などの新たな対応について普及、浸透を図ります。

毒性が高いダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、継続的に監視するとともに、工場、事業場への立入検査などを適切に実施します。

| 定量目標 | | 実績値 (R4) | 目標値 (R9) | |
|---------|------------------------------|--|----------|---|
| 環境基準達成度 | 大気環境基準 | 二酸化硫黄 (SO ₂)、二酸化窒素 (NO _x)、一酸化炭素 (CO) 浮遊粒子状物質 (SPM) 微小粒子状物質 (PM2.5) | ○ | ○ |
| | | 光化学オキシダント (O ₃) | × | ○ |
| | 水質環境基準 | 生物化学的酸素要求量(BOD)、人の健康の保護に関する項目 | ○ | ○ |
| | 一般環境騒音 | 騒音 | ○ | ○ |
| ダイオキシン類 | 公共用水域 (水質) 公共用水域 (底質) 地下水・土壌 | ○ | ○ | |

現状

- ・子どもが自然とふれあう機会が減少し、自然についての知識が不足しています。
- ・学校・企業・地域での環境学習や環境保全活動の重要性が高まっています。

課題

環境学習の機会の充実や人材の育成、市民意識の広がりを進める取組が必要です。

主な施策の展開方向

○ **環境の保全と創造に向けた参加・行動**

気軽に参加できる学習会や体験イベントの開催、環境アドバイザーの派遣などを通じて環境学習を促進します。

ヒグマの出没状況やごみの分別収集などの情報をインターネットや広報誌、セミナーの開催など様々な方法で提供し、市民が情報を得やすい環境の整備に努めます。

| 定量目標 | 実績値 (R5) | 目標値 (R9) |
|---------------------|----------|----------|
| 環境に配慮した行動に取り組む市民の割合 | 80.6% | 86% |

第4章 配慮指針

環境目標の「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまち」を実現するために、市民、事業者及び市が、それぞれが行動すべき事項を配慮指針として示します。

市民の配慮事項

- ・ごみの発生の少ない生活を心掛けます。
- ・ごみの資源化に努めます。
- ・日常生活の中でエネルギーの効率的な利用や省エネルギー性の高い機器の選択など、環境に配慮した消費活動を心掛けます。
- ・自然環境や動植物の生育環境の保全に努めます。
- ・野生生物との共生・共存に努めます。
- ・身近な緑の保全に努めます。
- ・大気・水・土壌を良好に保つよう努めます。
- ・環境について積極的に学び、保全活動に参加するよう努めます。

事業者の配慮事項

- ・廃棄物の発生・排出を抑制します。
- ・事業活動を通じて再使用や再生利用に努めます。
- ・再生可能エネルギーの導入や設備、輸送手段の効率化などエネルギーの効率的な利用を進めます。
- ・環境に配慮した製品やサービスを消費者に提供するよう努めます。
- ・自然環境の保全に努めます。
- ・緑地の適正管理に努めます。
- ・環境への負荷の低減に努めます。
- ・従業員に対する研修や環境教育、取組方針の設定など環境意識の向上に取り組めます。

市の配慮事項

- 「旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を実践します。
- ・研修の実施や「デコ活」に積極的に取り組みます。
- ・省エネルギー対策（環境に配慮した設備・機器の導入、照明や室温管理）を推進します。
- ・市が主催するイベントでの室温管理や公共交通機関利用の推奨など温室効果ガスの削減に努めます。
- 業務委託等の業者選定において、環境保全に取り組む事業者に対する優遇制度を実施します。
- 環境保全に係る職員の知識向上を図ります。